

# 前橋市高齢者支援見守り配食事業 ～低栄養リスクの要件が変わります～

- 買い物・調理が困難な高齢者や低栄養の予防・改善が必要な高齢者に、見守りや栄養改善を目的とした食事の提供を行います。
- 対象のお弁当に対し、1食250円または350円の補助を行います。

## 今まで

BMI18.5未満  
かつ  
半年で2kg以上の  
体重減少

利用しやすく  
なります

## 令和8年4月から

BMI18.5未満  
(体重減少は問わない)  
または  
BMI18.5以上20.0未満  
かつ  
半年で2kg以上の体重減少



## BMIの計算の仕方

体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

※その他必要な要件

- 前橋市に住民登録がある
- 65歳以上である
- 要介護認定を受けている（支援1・2、要介護1～5）  
または基本チェックリストで該当する
- ケアマネジメントの結果、配食の必要性が認められる
- 介護保険料の滞納がない

「低栄養リスク」に該当しない場合、世帯状況や身体的状況、サービスの利用状況によっては「見守り」を目的とした申請も可能です。

## 【「低栄養」とは】

健康な体を維持するために必要なエネルギーやたんぱく質が不足している状態をいいます。  
低栄養状態が続くと身体が衰弱し、様々な機能の低下が見られます。

## 【低栄養予防の必要性】

- 筋力を維持し転倒や骨折を防ぐ
- フレイル（虚弱）や要介護状態の予防につながる
- 健康寿命を延ばし、生活の質を保つ

## 【利用の方法】

- ① 担当のケアマネジャーや地域包括支援センター等へご相談ください
- ② ケアマネジャーが配食事業者と調整をします
- ③ ケアマネジャーがケアプランを作成し、市に申請書類を提出、申請をします



## 【お問い合わせ先】

電話：027-898-6133

前橋市役所 長寿包括ケア課 介護予防係

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko\\_fukushi/2/6/32616.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/2/6/32616.html)

